健第３８１８号

令和４年１月３１日

感染症指定医療機関の管理者　様

指定地方公共機関の長　様

石川県健康福祉部健康推進課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （　公　印　省　略　）

濃厚接触者となった社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の

待機期間中の就業の取扱いの変更について

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和４年１月２６日付け健第３７６６号にて通知したところですが、今般、令和４年１月５日付け（令和４年１月２８日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（以下、「令和４年１月２８日改正国事務連絡」という。）により、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応に関して、濃厚接触者の待機期間が１０日から７日に短縮されるとともに、自治体の判断により、濃厚接触者のうち社会機能維持者については待機期間の７日を待たず、就業を認める取扱いができることとされました。

このことから、本県では、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「事業の継続が求められる事業者」について、令和４年１月２８日改正国事務連絡に記載されている条件を満たす場合に限り、濃厚接触者となった社会機能維持者について、待機期間の７日を待たず、就業を認めることとしましたので、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本取扱いは、所属する事業者が、当該社会機能維持者の業務の従事が事業の継続に必要であると認める場合のみ実施可能であり、代替職員の確保が可能な場合等、当該社会機能維持者が従事せずとも事業が継続可能である場合は、これに当てはまらないこと、また、本取扱いにより就業が認められた場合であっても、待機期間の７日が経過するまでは、業務に従事する以外の不要不急の外出自粛が必要であること、待機期間終了後についても、感染者との最終接触日から１０日が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行う必要がある旨申し添えます。

（参考）感染拡大時における濃厚接触者のとなった社会機能維持者（エッセンシャ

ルワーカー）・医療従事者の業務への従事について

　　 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/essentialworkersyugyo.html

＜ 事 務 担 当 ＞

健康推進課感染症対策室

TEL　076-225-1438

FAX　076-225-1444